

【答申の概要】 諮問第183号 県から特定の業務を受託した事業者が一部業務を再委託した際に取得したとされる見積合わせに係る文書の非開示決定に対する異議申立て

件名	県から特定の業務を受託した事業者が一部業務を再委託した際に取得したとされる見積合わせに係る文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	県から特定の業務を受託した事業者が一部業務を再委託した際に取得したとされる見積合わせに係る文書等
非開示理由	条例第11条第2項（全部非開示（不存在））
実施機関	静岡県知事
諮問期日	平成25年9月10日
主な論点	対象文書を全部非開示（不存在）とした判断に不合理な点はないか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、思春期の男女からの病気、性等に関する相談対応業務に係る委託契約を実施機関と締結した本件請負人が、別途、相談事例や相談事例に応じた参考情報などを盛り込んだ事例集の作成等の業務を受託し、受託業務の一部である本件製作業務を再委託するに当たり、相手方業者を選定するために行った見積合わせに係る文書である。

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、本件対象文書を保有していないとして不存在を理由とする本件処分を行ったところ、異議申立人は、本件処分を不服とし、本件処分の取消しを求めて異議申立てを提起したものであることから、以下、本件対象文書を不存在としたことの当否について検討する。

2 本件対象文書の不存在について

実施機関によれば、①本件契約は民法上の請負契約であり、本件対象文書の提出を義務付けていない、②本件請負人は契約内容どおり業務を履行しており、本件請負人から提出された委託事務実績報告書に基づき完了検査を実施して適正と認めているため、本件契約に基づいて報告を求める必要があると認める特段の事情は発生していない、③実施機関は本件対象文書の提出を求めておらず、任意にも提出されていないことから、本件対象文書を保有していないとのことである。実施機関の意見書に添付された本件契約書によれば、本件契約においては本件請負人が本件対象文書を実施機関に提出する義務は規定されていない。また、契約内容どおりの成果が得られていることから、本件契約に基づいて本件請負人に報告を求める必要があるとの特段の事情が発生していないとの説明についても、仕事の完成を目的とした請負契約という本件契約の法的性質を前提とすれば、不合理とはいえない。実施機関は、本件製作業務に係る下請負人の選定過程に係る事情を本件請負人に確認しているが、本件契約の完了検査を実施してから2年以上経過した後には寄せられた実施機関宛てのメールに回答するために電話で行ったものであること、確認した内容も、取引先等、本件請負人の内部管理に属する情報であることを踏まえると、本件請負人に対して本件対象文書の提出までは求めていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、他に本件対象文書の提出を求めたり、本件請負人から提出を受けたりした事情も窺えない。

以上より、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、不正を明らかにするために、本件契約に基づいて本件請負人を調査し、資料を提出させ、実施機関が保有する状態にして、開示すべきであると主張する。

しかしながら、公文書開示請求制度は、対象となる機関が保有する公文書について開示請求することができるものであり、保有していない文書について取り寄せて開示することや、情報を取得して提供することまでを義務付けているものではないため、異議申立人の主張は採用することができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

なお、異議申立人が開示することを求めているのは、地方公共団体が一方当事者である契約に関する情報、すなわち税金の使途に関する情報である。このような税金の使途に関して疑念が提示されている場合には、実施機関において可能な限り説明に努めていくことが望まれる。